# 平成22年度第1回庁議 会議録

[日 時] 平成22年4月9日(金) 午前8時30分~午前10時

「場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長

#### [会次第]

- 1 市長あいさつ
- 2 議 題

(1) 平成22年度部局執行方針について (各部局)

(2) 平成22年度予算執行方針について (企画部)

(3) 新居浜市水道ビジョン(案)について (水道局)

3 連絡事項

#### 1 市長あいさつ

新年度になりまして、初めての庁議になります。人事異動、毎年のこととはいえ、それぞれ異動がありましたので、大変慌ただしい年度初めだったと思います。このメンバーで庁議を進めてまいりますので、各議案について活発な意見をお願いします。現在の部局長としての役割はもちろん、これまでいろいろ経験されてきていると思いますので、他の部局の問題につきましても庁議のメンバーとして意見をお願いします。

本日の議題には各部局の執行方針があがっております。すでに、3月市議会で平成22年度の施政方針としては申し上げております。その実現に向けて、指導力を発揮して事業の推進に取り組んでいただきたいと思います。

10時から職業訓練校の入校式がありますので、そちらの方へ出席します。あらかじめ了解をいただきたいと思います。

#### 2 議事

#### (2) 平成22年度部局執行方針について (各部局)

市長 議題に入る。平成22年度部局執行方針についてであるが、項目を絞って説明をお 願いしたい。

なお、重要事業及び懸案事項については、5月の庁議で、あらためて報告すること

としているので、本日は、重要事業・懸案事項として新規に追加しようとする項目、 そして、廃止しようとする項目のみについて説明していただき、この庁議で追加・廃 止の決定を行う。

途中退席となるので、先に申し上げると、年度も替わりましたので、各課所長の皆さんとのミーティングを来週から行うことを予定している。また、おって通知をするのでお願いする。今日の項目と重複もあるが、課としての重要事業、懸案事項の説明と課内のコミュニケーション、活性化ということをテーマに話をしたいと思っているので、よろしくお願いする。

それでは、3部ずつで進めていく。

<各部局長が、別添資料、平成第22年度部局執行方針に沿って説明>

## <企画部長>

企画部では、本年度廃止しようとする重要事業、懸案事項2項目を含め、全部で22項目を執行 方針に上げている。その内7項目について説明する。

まず、項目番号3番の次期長期総合計画の策定については、今年度は、早急に基本計画について 具体的な策定作業を進めるとともに、7月中には基本構想、基本計画の中間案を作成し、8月に予 定しているパブリックコメント等を経て、10月中に最終案を決定、審議会からの答申をお願いし、 12月議会の議案上程に向け作業を進めていく。また、合わせて実施計画についても策定作業を進 めていく。

次に、項目番号6番の西条地区工業用水道については、経営改善が緊急の課題となっていたので、利用促進の観点から懸案事項としていたが、県では、平成21年3月に、計画給水量を1日あたり8万7千420トンに縮小する経営改善計画を決定し、昨年度、所要の手続きが完了したので、今回、懸案事項の項目から除外したいと考えている。

次に、項目番号10番の新居浜市行政改革大綱2007の着実な実施と新行政改革大綱策定についてである。今年度においても、既に主体課、とりまとめ課に対して、自分たちの成果がどのように市民の皆さんに実感していただけるかという視点で、取組目標の設定を依頼をしている。また、今年度が現行政改革大綱の計画期間の最終年になるので、平成23年度を初年度とする新しい行政改革大綱を策定する。なお、平成21年度末にまとめた「新居浜市公の施設の管理運営状況」の中で、その他の理由により直営としている施設が97施設あり、その97施設について、今後の方向性について検討していただき、本年10月に検討結果を調査することとしている。

次に、項目番号19番の駅周辺整備促進事業と20番の芸術文化施設の建設について、一括して 説明する。

まず、駅周辺整備促進事業としては、交通広場、南北連絡通路、駐輪・駐車場などの公共施設の整備については、今年度から、区画整理課が主体となって、順次、工事に着手していくこととしている。また、テレコムプラザ周辺の区画Aについては、株式会社フジによる地域密着型のスーパーの立地が決定し、早ければ本年秋にもオープン予定となっている。

次に、芸術文化施設については、昨年、庁内プロジェクトを立ち上げ、駅周辺地区整備計画の芸

術文化施設事業化計画を基本として更なる絞り込みを行い、事業化計画で提案していたホテル併設 については、現在の経済状況等から、先の3月議会で中止を表明している。今後は、この庁内プロ ジェクトの報告を原案として、市民や市議会の合意を得ながら精査を行い、平成25年度内の完成 に向け、取組んでいきたいと考えている。

以上のようなことから、「駅周辺整備促進事業」については、フジの立地が決定したこと、また、芸術文化施設を除く公共施設については、概ね方向付けがなされ具体的な工事に入っていくことから、重要事業及び懸案事項としては一旦廃止し、新たに、「芸術文化施設の建設」を追加したいと考えている。

次に、項目番号21番のJR新居浜駅舎の改修については、市も応分の負担を行うことで、JR 四国と協議を重ねていたが、このほど、外壁の改修、コンコース出入り口への自動ドアの設置、ホーム内トイレの改修を行なうということで、概ね合意に達している。今後は、JR四国への補助金支出についての総務省との協議、覚書の締結、交通広場整備との調整などを進めながら、外壁改修と自動ドア設置工事については、できれば本年度中に実施したいと考えている。

最後に番号22番、東予港(東港地区)臨海工業用地造成事業については、磯浦町の住友化学愛媛工場新居浜地区地先の海面4.4haを埋立てし、工業用地を造成するものであり、全体の事業期間は、平成22年度から平成27年度を予定している。平成22年度は、護岸の基礎地盤の改良工事、護岸本体工に使用するブロックの製作を予定しており、平成23年度・24年度で、新居浜港東港地区の泊地浚渫土砂の受入を予定しており、関連事業との整合を図りながら事業を進めていく。

## <総務部長>

総務部の執行方針について説明する。総務部では、15項目を掲げているが、内6項目について 順次、概略を説明する。

まず、項目番号1「障害者雇用の推進」についてである。障害者自立支援法においては、障害者の就労促進をめざす方向性がうたわれ、市全体における障害者一人ひとりの状況に応じた雇用機会の創出を図っていくことが必要となっている。そこで、市自らが率先して障害者の能力活用と雇用機会の拡充に取り組むために、市の業務の中から各種封筒入れ、各種印刷業務、会議配布用資料等の紙折り、スタンプ押印作業など知的障害者が可能な業務を抽出し、ワークシェアリングの観点から知的障害者を雇用していく。このことにより、各企業等におかれても障害者の能力を正しく認知していただき、今まで以上に地域における就労促進につなげていきたいと考えている。

次に、項目番号4「安全安心のまちづくり行動計画の策定」についてである。平成21年9月議会において制定された「新居浜市安全安心のまちづくり条例」に基づき、行動計画を策定していく。平成21年度に全ての課所に依頼した現在取り組んでいる安全安心のまちづくりに関する具体的施策についての調査結果をもとに、今後庁内検討委員会による施策体系の検討を行い、パブリックコメントを実施し、平成22年度中の策定を予定している。

次に、項目番号5「防災行政無線整備事業」である。防災行政無線は、平成21年度において電 波伝搬調査及び実施設計を行い、本庁舎3階に親局を設置し、屋外拡声子局を30箇所、戸別受信 機を250箇所などの設計が固まり、平成22年度中に整備し、平成23年度よりJ-ALERT(全国瞬時警報システム)の運用もあわせて開始していく。

次に、項目番号7「人材育成の推進」についてである。集中改革プランに基づき職員数が減少した中、一層の少数精鋭により、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに的確に対応する必要がある。従って、職員の能力開発や能力活用を図るため、昨年に策定した新居浜市職員研修基本方針に基づく体系的、計画的な人材育成に努めるとともに、職員一人ひとりが、自らの意識改革や資質の向上に自発的、積極的に取り組める体制づくりに努めていく。

次に、項目番号10「入札制度の改善」についてであるが、競争性・公平性の確保及び事務の効率化等のため、入札制度の改善・見直しを今年度も引き続き行っていく。特に、電子入札の導入については、比較的安価に導入できる電子入札のソフトをインターネットを通じてレンタルするASP方式について、平成22年10月実施を目途に電子入札を実施する。

次に、項目番号15「債権管理事務執行体制の確立」についてである。新しく設置された債権管理対策室においては、所掌管理する歳入費目及び滞納処分を実施する保育料、国民健康保険料等の費目、また、その処分に至るまでの事務手順及び滞納処分マニュアル等事務の詳細を、新しく設置する予定の債権管理委員会で決定していく。債権管理条例については、公平公正な債権管理の一層の推進を目指し、本年12月を目途に制定を図っていく。また、滞納処分については、本年10月には、各歳入金収納担当課から債権管理対策室へ事務移管する「予告文書」を発送していただき、その後、正式に事務移管する個々の滞納事例も同委員会で審議のうえ、50件程度を決定し、平成23年1月には預貯金、保険や給料の照会等、滞納処分事務に着手する。今回の事務サイクルは、平成24年3月までの15カ月間とし、差押を含む収納目標件数を30件以上と設定したうえで、実行可能な事務執行体制の確立に努めていく。

#### <福祉部長>

福祉部からは、13項目のうち、8項目について説明する。

まず、番号1番の社会福祉協議会への補助金及び委託料等の適正化については、平成19年12月19日に調査検討委員会を立ち上げ、平成20年度には、社会福祉協議会全体の事業の整理や業務分量の整理などを行い、平成21年度以降について一定の方向性が出たところである。今後引き続き、適正化に向けた協議を継続しチェック機能の強化を図りたいと考えている。

次に、2番のまさき育成園建て替えへの支援については、防災対策工事と施設建設費の支援について、平成21年度に事業着手しており、今年度施設が完成することから、市としての支援は完了としたいと考えている。

次に、3番の地域密着型サービス事業所の整備については、新居浜市高齢者福祉計画2009に 基づく地域密着型サービス施設の整備が予定通り実施されており、完了としたい。

次に、4番の新しい慈光園の管理運営形態については、平成23年度は直営でいくものの、平成24年度以降の管理運営形態を直営のままいくのか、指定管理者制度を導入するのか、あるいは民間移管するのか、方針決定する必要があるため、早期に取り組みたいと考えている。

次に、9番の民営化保育所の検証について。これは南沢津保育園についてであるが、21年4月から民間移管しているが、移管後の検証ということが従前から議論になっている。今年度は愛媛県福祉サービス第三者評価機関による評価と保護者評価アンケートにより検証をしていきたいと考えている。

次に、11番の特定健診の受診率向上について。平成21年度は、集団健診は受診者数が前年度 比で約5割増加したが、個別健診の受診者が減少し、受診率は平成20年度とほぼ横這いという結 果となった。本年度はその原因を十分究明して、受診率の向上に全力をあげたいと考えている。

次に、12番の悪質滞納者への滞納処分(差押)の積極的な実施について。差押えは平成20年度から始めたが、引き続き差押事務の効率化を図るとともに、本年度新設された債権管理対策室と連携を図りながら、徴収率の向上に努めたいと考えている。

最後に、13番の新型インフルエンザ対策については、平成21年度に新居浜市新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、各部局の事業継続計画も策定されたことから完了としたい。

市長何かあるか。

副市長保育料の滞納については、こども手当から差し引くのか。

福祉部長 今年のこども手当については、差押はできない。23年度以降について、給食費、 保育料については何らかの対応があると思う。こども手当の支給を受けた父母等は、 こうした支給の趣旨に従って使用しなければならない。このことは、法律上も受給者 の責務として規定されている。

市長 現金給付をするのではないか。

福祉部長 こども手当の支給は原則口座振込で、例外的に現金給付の措置をとっている。現金 給付の方については、出納室に取りに来てもらって、そこで手当を受け取り、本人が 保育料等を払うことになる。

#### <市民部長>

市民部は、16項目の執行方針を提出している。うち8項目について概要を説明する。

まず、2番目の「協働事業推進のためのガイドラインの見直し」についてである。平成19年度に策定した「協働事業推進のためのガイドライン」は、平成21年度にガイドラインの見直しを協議検討してきたが、なお検討に時間を要することから、持ち越しとなっており、引き続き平成22年度にガイドラインの見直しを行っていく。

次に、3番目の「国際化基本計画の推進」についてである。平成20年度に策定した新居浜市国際化基本計画に基づき「多文化共生」をキーワードとした施策を進めている。平成22年度も引き続きボランティア団体等との連携を図りながら、ガイドブックの作製など多文化共生をキーワードとした国際化を進めていく。

次に、5番目の「地域コミュニティ活動への支援」についてである。平成20年度に魅力あふれる地域コミュニティ創生事業をプラスして創設した「地域コミュニティ活動支援交付金」の円滑な運用を図るとともに、来年度以降の交付金制度の見直しを検討する必要がある。また、自治会館の建設については、宝くじの助成を受け、治良丸自治会館の建設予定である。自治会加入率の向上対

策については、市の支援を継続するとともに市連合自治会と協力して取り組んでいく。

次に、6番目の「垣生・神郷学習館の存続」についてである。両学習館とも昭和49年の建築で 老朽化が進んでいることもあり、基本的には廃館すべきものと考えている。垣生学習館については、 平成15年から使用している放課後児童クラブが、22年度夏ころに移転することとなっているこ とから、利用者等への説明を行うなど廃館に向けた取り組みを進めていく。

次に、8番目の「消費生活の安定と向上」についてである。平成21年9月に消費者安全法が施行され、同法第10条第2項の規定に基づき、4月1日付で消費生活センターを設置した。消費生活相談員を2名から3名に増員し、常時2名体制での相談を行えるよう消費生活相談窓口の機能を強化している。悪質商法の未然防止や、多重債務の解決などに、積極的に取り組むとともに、関係機関との連携強化や消費者講座・出前講座などの啓発活動の充実を図り、消費生活の安全と向上に向け取り組んでいく。

次に、10番目の「人権教育・啓発の推進」についてである。平成19年3月に人権尊重のまちづくりを推進するため「新居浜市人権尊重のまちづくり条例」を制定、平成21年3月には「新居浜市人権施策基本方針」を策定し、人権教育・啓発の推進に取り組んでいる。しかし、依然としてさまざまな人権問題が発生している。今後も、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、学校や地域社会、家庭、職場などあらゆる場を通じて、人権をより身近な問題として捉えることができるよう、人権教育・啓発の取り組みを進めていく。

次に、13番目の「男女共同参画計画の推進」についてである。平成13年に新居浜市男女共同参画計画~ともにいきいき新居浜プラン21~を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を実施してきた。毎年度その取組状況等を把握し、あらゆる施策に男女共同参画の視点が反映されるよう取組んでいるところである。平成22年度は、平成23年度から10年間の新たな男女共同参画計画を策定する。

最後に、16番目の「ワンストップサービスの実施」についてである。昨年4月から実施している「フロアマネージャー」は、約1500件の対応実績があり、来庁者から好評をいただいている。 今年度もよりサービスの向上を目指していく。また、将来の総合窓口化にも対応可能な受付番号兼 交付番号発券器に更新し窓口の改善を図る。さらに、住民異動届等に伴う各種届出等をできる限り 一箇所で行えるような総合窓口の設置について、引き続き「ワンストップサービスプロジェクト会 議」において、実施内容や実施時期及びその方法等について検討を進めていく。

#### <環境部長>

環境部の執行方針は、5つの課所から全部で14項目ある。廃止1項目を含む9項目について説明する。

まず、1番の「ごみ分別収集事業」については、昨年10月から分別区分、収集方法を変更しているが、おおむね順調に収集を行っている。なお、主にプラスチック製容器包装とびんについては分別、出し方が守られていない場合があるため、さらに周知に努め分別収集の定着を図る。

2番の「ごみ減量化推進」については、分別の変更後も主に燃やすごみが減少しており、生ごみ 堆肥化を中心とした減量施策の効果の表れと考えている。また、事業系ごみなどの持ち込み分も含

めたごみ総量も減少しており、引き続き減量施策を推進し、その効果を見極めながら、家庭ごみの 有料化の検討も併せて行う。

6番の「公害防止協定の見直し」については、住友関連企業8社と計5回の協議を重ね、平成2 1年11月4日、環境保全協定を締結したことに伴い、見直しを完了し、重要事業・懸案事項の項目から廃止したいと考えている。

8番の「環境自治体会議」については、平成23年5月25日から3日間、新居浜市で開催する こととなっているので、庁内体制を充実・強化するとともに、早期に実行委員会を立ち上げ、テー マの決定など準備を進めていく。

9番の「環境保全基金」については、新居浜市環境保全基金条例に基づき、かけがえのない地球 環境を未来に引き継ぐための環境施策を推進するため積み立てていく。

10番の「長寿命化計画の策定」については、清掃センター、衛生センターについて精密機能検査を実施し、長寿命化計画を策定することにより、施設の延命化に努めていく。

11番の「公共下水道事業・浸水対策事業」については、国庫補助事業が本年度から「社会資本整備総合交付金事業」として出発するが、内示では事務費を除く要望額をおおむね確保できているので、汚水施設は、川西汚水幹線、池田汚水幹線などの整備を行い、平成22年度末の人口普及率55.8%を目標とする。また、雨水施設は、池田雨水幹線の整備を継続する。

13番の「下水道の啓発活動の推進」については、平成21年度に供用開始区域全域を対象に公共下水道未接続の家庭を訪問調査した結果の整理分析を行い、効率的な下水道の啓発活動を推進し、水洗化率の向上と下水道事業経営の健全化に努める。

14番の「下水処理場改築事業」については、昭和55年度の供用開始当初の施設を対象とし、 老朽化した施設の機能回復をはかるため、昨年度に引き続き、交付金事業により汚泥消化槽の更新 と、平成22年度、23年度の2カ年継続事業で汚泥処理設備ガスタンクの改築更新工事を実施す る。

## <経済部長>

経済部の平成22年度の執行方針については、今日まで培ってきた産業、技を活かして、豊かなものづくり、豊かな交流、豊かな生活の構築に向けて取り組んでいく。また、西条市、四国中央市などをはじめとした広域的な都市間連携を促進しながら施策の遂行に努めるとともに、従来の農業から運輸など横断的に各ジャンル間の施策連携を強め、さらにグローバルビジネス、コミュニティビジネスの双方の振興を視野に入れながら、弾力的で豊かな発想を描きながら施策展開を進めていく。

それでは、全25項目の内、主要な9項目について説明する。

まず、項目番号1「さらなる企業立地の推進」については、新たな工業用地を確保するため、平成21年度から貯木場事業用地、平成22年度から多極型産業推進事業用地の造成工事を行い、いずれも平成22年度末に造成完了の予定である。また、四国中央市に本社を置く事業所から企業用地の打診があることから、内陸企業用地等の検討も行う予定である。

次に、項目番号4「ものづくり人材育成施設の整備」については、新居浜商工会議所、新居浜機 械産業協同組合等関係機関が連携した協議会の検討結果を踏まえ、公設民営型の手法により平成2 2年度中には整備に取り掛かる予定である。

次に、項目番号 7 「(有) 悠楽技の経営改善の推進」については、(有) 悠楽技の経営状況は、財務的には、危機的な状況を脱し、改善が進んでいるものの、さらに施設運営など経営のあり方について、地域住民等に理解と協力が得られるよう、別子山振興統括と連携して、総務・営業部門の改善・強化を行い、新たな集客策の実施や食事・もてなしなどのサービス向上を図っていく。

次に、項目番号8「筏津山荘改築事業」については、過去に示された改築案を基に、別子山地域 審議会委員と協議を行い、筏津山荘改築プランの素案をまとめたことから、今年度、庁内合意を図 り、地域住民のコンセンサスを基に、議会説明を経て、最終案をとりまとめ、基本設計・実施設計 に着手していく。

次に、項目番号11「農林水産業の振興と地産地消の推進」については、昨年度に決定した新居 浜産農産物のキャッチフレーズ「いただきます!今日もおいしい新居浜産」やマスコットキャラク ター「はまっこ新鮮組」を活用しながら、地産地消の推進、地元農産物の消費拡大に努めていく。 また、平成22年度から学校給食用食材の契約栽培等への取組みを図るなど、本市独自の耕作放棄 地対策についても取り組んでいく。

次に、項目番号12「有害鳥獣被害防止計画の策定」については、愛媛県により3月23日付けで計画が承認されましたことから、この防止計画に基づきイノシシなどの有害鳥獣被害の防止に取り組んでいく。なお、本計画については、現在、市のホームページに掲載している。

次に、項目番号14「地球温暖化防止森林環境保全整備事業」については、森林には国土及び自然環境の保全・水源かん養・地球温暖化防止等の公益的な機能があることから、別子山地区をはじめ市内全域における間伐等を計画的に実施し、適正な森林の保全に努めるとともに、資源としての間伐材の利用拡大に努めていく。

次に、項目番号19「老朽化した揚水機の更新や維持管理」については、市内にある揚水機のうち、半数以上が耐用年数を超えているという緊急重要課題に対し、その更新や維持管理が計画的に 実施できるよう取り組んでいく。

最後、項目番号24「別子山地区飲料水供給施設整備事業」については、別子山地域内の弟地地区、保土野地区の2か所の県条例水道を含めた、33か所の給水区を8給水区に整理統合し、県条例水道と同程度の機能を有する浄水施設を整備しようとするものである。平成22年度の事業内容については、瓜生野、小美野・肉淵、成の3浄水場の地質調査及び詳細設計を実施することとしており、単年度事業費は、16,935千円となっている。当該事業の全体スケジュールとしては、平成21年度から、平成25年度までの五カ年計画としており、別子山地域の皆さんに「安全・安心・安定的」な飲料水を供給することとしている。なお、全体事業費は、514,441千円となっている。

市長神郷学習館はシルバー人材センターに貸しているのか。

市民部長はい。貸している期間があるので、すぐには着手できない。

副市長 市民部の地域コミュニティ活動の支援で、補助金での電気代について予算委員会で も取り上げられたが、四国電力が調査しているのか。 市民部長はい。

副市長 それを踏まえて改善や見直しをすることを予算委員会でも言っているので、その結果が出ると思うが、対応をお願いする。

## <建設部長>

建設部は、全体で14項目を執行方針としている。そのうち、5項目について説明する。

まず、項目番号4「川東地区の公園整備」については、神郷地区は公園の空白地域であり、公園整備が必要であると考えている。今後、社会資本整備総合交付金の動向を見ながら、早期に公園の整備場所や規模、財源等について庁内合意を図り、事業着手に向け、取り組む必要があることから、新規項目とした。

次に、項目番号6「駅周辺整備事業」については、企画部において「駅周辺整備促進事業」として取り組んでいたが、今年度から建設部で整備することから、新規項目としている。事業の内容としては、区画整理工事が完了する平成22年度から引き続き平成25年度までの3か年で、新居浜駅周辺に南北連絡通路、駐車場、駐輪場、南口広場などの公共施設を整備し、駅を利用される方の利便性向上を図るとともに、駅を中心とした「にぎわい」と「出会いの場」づくりに取り組むものである。南北連絡通路の整備については、平成24年度の完成を目指し、現在JR四国やJR貨物と協議を行っているが、平成22年度は、実施設計の委託及び北側降り口部分の用地購入等を考えている。また、平成23年度完成を予定している駐車場・駐輪場整備については、施設の具体的な姿を決定し、実施設計の委託を行いたいと考えている。

次に、項目番号9「道路緊急舗装等事業」については、平成19年度から3か年、事業費9億円により、舗装のひび割れやわだち掘れなど劣化・損傷の激しい箇所、約16万5千㎡の舗装打ち換え等を実施してきた。3カ年事業の完了に伴い、廃止したいと考えている。今後においても、道路緊急舗装等事業は完了したが、通行の安全性・快適性を確保するうえからも、従前の道路整備事業の中で引き続き緊急性の高い箇所から舗装補修を行っていく。

次に、項目番号10「橋りょう長寿命化修繕計画」については、昨年までに橋長15m以上の169橋について点検を実施し、損傷度の評価と維持管理費の中長期的なシミュレーションを行った。 平成22年度はこれらのデータをもとに、市の財政計画や交付金事業との整合を図りながら、具体的な修繕計画を策定していく。

次に、項目番号13「民間木造住宅耐震改修事業」については、来るべき東南海、南海地震に備え、耐震化の啓発を目的として、民間住宅の耐震改修工事に係る費用の一部を補助しようとするもので、平成22年度は、耐震化設計(上限20万円)、耐震化工事(上限60万円)、耐震化工事管理(上限4万円)について、それぞれ、15件の補助を予定している。

### <議会事務局長>

議会事務局は、2項目を掲げている。

まず、項目番号1「議会の活性化」については、市議会においては、平成20年6月に「議会改革調査特別委員会」を設置し、「議会改革に関する調査」と「議会基本条例に関する調査」を行っている。その中で、議会の審査機能の更なる向上を図るため、平成21年度当初予算審査から予算

特別委員会を設置して審査を行なっている。「議会改革調査特別委員会」におきましては、今年度も引き続き付議事件の調査に取り組む予定であるので、議会事務局としても、「議会改革調査特別委員会」に歩調を合わせて、更なる議会の活性化に取り組んでいく。

次に、項目番号2「市議会本会議のCATV録画放送及びインターネット映像配信」についてである。市議会本会議の放映については、平成11年9月議会からCATVによる生中継を実施し、さらに平成19年度からは、CATV録画放送及びインターネット映像配信を開始するなど、市民の視聴できる機会を増やしている。また、平成20年6月には、議場の映像設備の更新により、安定した映像配信が可能となった。このようなことから、引き続きより臨場感が増し、見やすいカメラアングル等の改良に取組み、1人でも多くの市民に視聴していただけるよう、開かれた議会を目指していく。

## <水道局長>

水道局は、7項目あげている。

まず、1項目目の「水道料金等収納業務等の包括的業務委託の実施」であるが、平成19年2月から実施している「滞納整理業務委託」による水道料金・下水道使用料の未収金の縮減対策に加えて、平成22度からは、よりきめ細かな市民サービスの提供を図るため、検針・調定・収納・受付など一連の料金業務についての「包括的業務委託」を実施している。また、平成23年度からは、新たな電算システムを使用した業務実施を計画しており、本年1年間をかけてシステム構築・データの移行作業を行っていく。

次に、2項目目の「瀬戸・寿上水道問題への取り組み」であるが、本年度策定予定の「新居浜市水道ビジョン」に掲げているとおり、水道の運営基盤の強化の面から解決しなければならない問題ととらえており、「新居浜市瀬戸寿上水道問題検討委員会」を通じて、市上水道との統合に向けた具体的な課題やプロセスについて協議を進め、一日も早い問題解決に取り組んでいく。

次に、3項目目の「水道施設の整備促進」であるが、上水道の安定供給に向けて、災害に強い上水道の実現のため、効率的に老朽施設の更新や耐震化を推進し、新山根配水池及び中継ポンプ場、船木配水池建設のための実施設計、また、国道新居浜バイパス及び県道新居浜港線等の道路改良に伴うもののほか、老朽又は基幹配水管の耐震性配水管への布設替え等ライフライン機能の強化、整備を行っていく。また、平成22年度から2カ年で現在、紙ベースで管理している配管図、給水申請書等の情報をデータ化し、電子媒体管理をする管路台帳システムを導入し、効率的な施設の整備、更新計画をたてる予定である。

次に、4項目目の「有収率の向上」であるが、平成21年度においては、無効水量が約1,250,000 ㎡と推移し対前年度比で約246,000 ㎡減少しており、有収率は対前年度比で1.3%向上し92.1%を推移するものと思われる。有収率については、厚生労働省の水道ビジョンに基づき、現在策定中である第五次新居浜市長期総合計画において、平成32年度で95%を目標設定したところである。市民生活に必要な水道水の安定した給水の確保を目標に、水道事業経営の効率化を図り、水資源の有効利用や漏水による陥没等で事故を未然に防止するため、漏水の早期発見、早期修理、鋳鉄管率やポリエチレン管率の向上及び老朽配水管の更新等積極的に漏水防止対策を継続して強化を図り、

有収率の向上に取り組んでいく。

次に、5項目目の「水道事業の認可変更」であるが、平成13年度を初年度とする第四次新居浜市長期総合計画に基づき、新居浜市水道経営基本10カ年計画を策定し、計画給水人口を13万人、計画1日最大給水量を78,200 ㎡/日とし、平成14年3月に浄水方法の認可変更を受け、川東給水区における濁り水対策としての浄水処理施設が平成16年1月に完成している。現在、災害対策として各給水区の安定給水を確保する目的で、各配水池の増強、各施設、設備の更新及び管路の耐震化などの事業を進めている。また、ライフライン機能の整備充実を図り、より安全でおいしい水の安定供給に取り組む計画であることから、今回、滝の宮水源を廃止し、代替水源として良質な予備水源である天神の木水源を本水源とすることを目的として変更認可申請を行う。

次に、6項目目の「上水道の安定供給」であるが、水道水の安定供給に向けては市内に点在している23箇所の水源地、8箇の配水施設、5箇所の送水場を専用回線で連動させた集中監視システムを構築し、各種データの収集並びに各施設の安定稼働を実現している。平成22年度も水源施設の保守点検及び計画的更新を行うとともに、緊急時の対応を強化して、上水道の安定供給に努める。最後に、7項目目の「工業用水道の安定供給」であるが、平成22年度は、前年度の繰越事業と

取後に、7項目日の「工業用水道の安定供給」であるが、平成22年度は、前年度の繰越事業となっている新居浜駅工区配水管布設替工事の早期完了(6月完了予定)、また、化学工場前の電動弁取替を行うとともに、各設備の保守点検及び維持更新、さらに緊急時対応の強化を計り、より一層、工業用水道の安定供給に努める予定である。

「地域水道ビジョンの策定」については、概ね完了したことから廃止としたい。

# <教育委員会事務局長>

教育委員会事務局の執行方針として、13件あげているが、そのうち3件について説明する。

項目番号6の「社会の変化に対応した多様な教育の推進」については、国際理解教育、キャリア教育、防災教育、環境教育等の充実に引き続き取り組んでいるが、本年度は、特に食育に視点をあて、「食農と健康」に関する実践研究推進事業を実施することとしている。事業の目的として、「いじめや不登校を生まない楽しい学校づくり」を実現するため、食農の視点から身心ともに健全で豊かな人間性を備えた小・中学生の育成を目指すこと、作物の生産体験、食習慣の改善を通して、家庭及び地域と連携し、命の循環を体験的に学び、生涯にわたり生きて働く実践力を養うことの2点を考えている。研究推進に当たっては、「食農と健康」実践研究推進5校協議会を組織し、アドバイザーとして食農のボランティア団体との連携を図り、研究推進を行う。実施校のうち、西中・惣開小・若宮小では、「食習慣の改善」について、垣生小・大生院小では、「作物の生産体験」をテーマとし、各校の実態に応じた実践研究を行う。また、各校においては、講演会等による啓発活動(講演会)、作物の栽培体験、研究発表会の実施等を予定している。

項目番号10の「こども夢未来事業」については、新居浜市の児童生徒が様々な体験を通して成長し、地域を愛し、誇りを育むために、こども夢未来基金を活用し、各種事業を実施している。今年度は、別子山の自然や別子銅山の近代化を学ぶことを通して、子ども達が環境の大切さを学ぶ機会として、夏休みに3泊4日の日程で新居浜子ども環境キャンプを実施する。愛媛大学をはじめとする大学生や高校生の協力を得て、植物、昆虫、鉱物、天文などについて学び、最後には旧別子を

探訪し、環境保護の先駆的取組である伊庭貞剛の別子植林を追体験する予定である。 その他には、四国内の先進的なものづくりに取り組む企業を見学し、職業観や勤労観を育む「物づくりの現場に学ぶツアー」を四国経済産業局の協力を得て行うこととしている。また、今回5回目となる市内の5年生児童を対象にした阪神淡路大震災の悲惨さを通して防災について学び、リーダーを養成する「震災を知らない子ども達のリーダー研修」を実施する。

項目番号13の「広瀬歴史記念館の充実」については、「近代別子銅山の住まいと暮らし」をテーマに特別企画展を開催し、重要文化財旧広瀬邸のPRと保存活用に努める。また、現在、公開されていない重要文化財旧広瀬邸新座敷の南に接続する大正時代の建物、馨原文庫(けいげんぶんこ)、靖献堂(せいけんどう)、渡り廊下及び内庭の指月庵(しげつあん)については、愛媛県指定の名勝に含まれるが、雨漏りや壁等の損傷があるため、これらを改修整備し、保存を図るとともに内部公開範囲の拡大を行う。また、展示館と旧広瀬邸を結ぶ通路であり、桜の時期には多くの人で賑わう桜園の園路舗装、照明設置等、園路整備を行い、来館者の増大や利便性の向上を図っていく。

## <消防長>

消防本部の執行方針6項目のうち3項目について説明する。

項目番号1番「総合的な防災体制の強化」については、「消防の広域化」を重点的に取り組んでいく。「消防の広域化」については、平成20年に「愛媛県消防広域化推進計画」が策定され、それに基づき、県下1本部を目指して県主導による検討協議がなされてきた。しかし、各市町の調整が難航し、現状では、平成24年度末までの広域化は非常に困難であることから、今年度は県下3消防本部、もしくは、その他の組み合わせについて各関係市町で協議される見込みとなった。今後は、県下3ブロックで協議がなされることとなるが、当消防本部としても情報収集等を積極的に行い、遅れることのないよう協議及び対応を行なっていきたい。

項目番号2番の「消防団の活性化」については、別子山地区の消防分団詰所の新築を目指して、 用地の選定及び地元説明を予定している。また、昨年に引き続き消防団活性化委員会を開催し、各 種諸問題の解決に向けて協議し、活性化を図りたいと考えている。

項目番号5番の「警防体制の充実」については、今年度は消防車両更新計画に基づき、常備消防車両2台、非常備車両3台を更新整備し、消火作業の効率化を図り、被害の軽減に努めていく。 <出納室長>

出納室の執行方針について説明する。

部局の執行方針項目は、「厳正かつ効率的な会計事務執行」である。出納室においては、今年度も『現金及び物品の出納・保管並びにこれらに関する会計事務を適法かつ適正に処理』することで、『正確性、透明性を確保した信頼される会計事務の執行』を基本に、引き続き取り組んでいきたいと考えている。なお、平成22年度においては、新居浜市公金支払関係事務改善検討委員会において、平成21年度に作成した公有財産購入費、補償補填及び賠償金そして使用料及び賃借料等の支払事務の改善策を着実に実行に移すことで、平成19年度の需用費の改善から始まる委員会としての協議検討に一応の区切りとするが、支払関係事務の見直しについては、日常の審査業務等を通じて絶えず見直しを図っていきたいと考えている。毎年度実施している出納事務研修会を、今年度も

4月13日に開催し、新しく証憑の作成担当となった職員にも参加していただき、歳入・歳出に係る事務の公正、確実かつ迅速な執行を図っていきたいと考えている。

#### <監査委員事務局長>

監査委員事務局の執行方針は1項目である。

すでに、4月1日付メールでお知らせしているように、平成22年度の監査実施計画の基本方針としては、前年度と同じく厳しい財政状況のなかで公正で合理的かつ能率的な行財政運営確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査を実施する。特に重点的な取組として4点を考えている。1点目は、予算執行方針を踏まえ、行政改革及び効率的な行財政の執行がなされているか、経済性・効率性・有効性といった行政監査的な視点から実施する。2点目は、指定管理者制度の運用と財政健全化法に基づく4つの財政指標算出が適正になされているかを検証する。3点目は、法令遵守に基づく正確な事務処理が行われているかを検証する。4点目は、行政の透明性と適正な運営に資するため、監査の結果については、市長をはじめ、関係機関に報告するとともに各公民館や本市のホームページ等を通じ市民に公表する。以上4項目を実施する。

#### <農業委員会事務局長>

農業委員会事務局からは、5項目のうち3項目について説明する。

まず1番目の「農地法関係の適正な運用」については、農地は、食料の生産基盤であり、また本来の機能保持に加え自然災害を未然に防ぐなど地域の財産として市民生活の「安全と安心」に寄与している。このことは、農地法を遵守することにより、優良農地の確保と計画的な土地利用を図り、秩序が守られた結果において機能するものであり、「農地転用の業務」や「農地の権利移動」について、適正かつ的確な執行に努めるとともに、各地域において耕作放棄地が増加していることから、日頃からの農地パトロールの強化や、耕作放棄地の実態調査による追跡調査を行い、新たな耕作放棄地、無断転用、ヤミ小作等の未然防止の強化及び農地として利用促進に結び付くように努めていく。

次に、3番目の「農地の利用集積及び優良農地の確保」については、認定農業者や認定農業者志向農家(今後、認定農業者になりうる農業者)等、本市の農業を支える適正な担い手への農地の流動化を促進するため、農業関係機関・団体と連携して、各地域の情報をもとに農地の利用調整活動に努めていく。

次に、4番目の「景観形成作物取り組み事業」については、遊休、荒廃農地が年々増加している中、遊休農地解消対策の一環として、市内3ヵ所の遊休農地で実施しているヒマワリ、菜の花、ポピーなどの景観形成作物の作付けを継続し、遊休農地所有者等への啓発を行うとともに、園児・高齢者等が自然と触れ合う場としての活用を図り、農地性の維持及び地域の景観保全に努めていく。

#### <港務局事務局長>

港務局は、3項目中2項目を説明する。

まず、港湾改修重要事業についてである。この港湾改修重要事業については、社会環境の変化に対応した、総合機能を有する港湾の形成を図るため、東港地区の黒島工業団地側に水深7.5m岸壁及び水深5.5m岸壁を整備するものである。水深7.5m岸壁については、大規模地震時に対応した耐震強化岸壁でもあり、本市の地域防災計画で位置づけた緊急輸送ネットワークを形成する

海上輸送拠点として、平成23年度に、水深5.5mでの暫定供用を目指し、エプロン舗装工事、 ふ頭内道路等の着実な整備を図っていく。

次に、ふ頭用地造成事業については、先程の港湾改修重要事業で整備している岸壁の背後に、同 岸壁で取り扱う貨物の荷捌きや一時保管のために、2.2 h a の用地造成を行うものである。本年 度は、ふ頭用地の地盤改良工事と合わせて、ふ頭用地内道路の整備に着手する。また、港湾荷役に 必要な荷捌き地及び野積場のアスファルト舗装、船舶給水用の水道施設整備等を施工する。

### <選挙管理委員会事務局長>

選挙管理委員会事務局の部局執行方針について説明する。

平成22年度は、7月25日が任期満了となる参議院議員通常選挙、平成23年1月27日が任期満了となる愛媛県知事選挙の執行が予定されている。選挙管理委員会事務局としては、この2つの選挙の適正な執行を図ることを、重要な課題と位置づけている。また、平成23年度は、統一地方選挙の年度であり、4月には愛媛県議会議員選挙、新居浜市議会議員選挙が予定されている。この選挙についても適正な管理執行に向けた万全の準備を図っていきたいと考えている。

市長 重要事業、懸案事項の追加と廃止については、以上のように決定する。継続した重要事業については、これから協議をしていきたいと思う。こういう場で説明する事で 庁議メンバーでの事業の情報を共有して欲しいということと、報告、説明をすること で有言実行につながるようにお願いをしたいと思う。

> 冒頭申し上げたが、職業訓練校で入校式があるので、不況の中、頑張っている皆さ んに激励をしたいと思うので退席する。

## (1) 平成22年度予算執行方針について (企画部)

副市長 続いて、平成22年度予算執行方針について、企画部から説明をお願いする。

<企画部長が、別添資料、平成22年度予算執行方針関係資料に沿って説明>

#### <企画部長>

内容的には前年度とあまり変更はないが、平成22年度予算については、景気の低迷の中、国の景気対策と連携し、社会資本整備、あるいは福祉、教育関係のハード・ソフト事業予算を積極的に計上している。しかし、景気の低迷に伴う市税の減少が見込まれる中、市債の借入、基金の取り崩し等で収支を整えたという厳しい現状での、平成22年度の予算執行方針であるということを認識しておいていただきたいと思う。

まず、第1全般的事項については、1の収支均衡による健全財政の堅持について、限られた財源で最大の効果をあげるよう、計画的・効率的執行に努めること、2として、費用対効果の検証による事業の効率化と経費の節減に努めること、また、事業の硬直化を招くことのないよう事務事業の改善・合理化に努めること、3の市民への情報公開と協働の推進として、市民に対し市政に関する情報を適時適切に発信、提供し、協働のまちづくりを積極的に推進すること、4の組織機構改革への対応として、予算執行にあたり遺漏のないよう十分留意すること、5の規則等の遵守として、予算の執行に当たっては、「新居浜市予算の編成及び執行に関する規則」等を遵守すること、6の予算の補正について、制度改正等真にやむを得ないものとしていること、7の資金管理の効率化とペイオフ対策として、公金管理基準などに基づき適切に対応することとしている。

次に、第2の歳入に関する事項では、特に留意していただきたい点についてのみに説明する。

3の国(県)支出金については、国・県の動向を十分に見極めながら、積極的な確保に努めること、また、新たに導入されることとなった社会資本整備総合交付金、農山漁村地域整備交付金については、積極的に情報収集に努めること、5のその他収入については、広告事業への取り組みについて、積極的な取り組みをお願いしたいとしている。

次に、第3の歳出に関する事項について、1の執行計画については、各部局における自主管理、 責任執行体制を基本に、予算の編成及び執行に関する規則に基づき、執行計画を作成し、計画的な 執行管理に努めることとしている。なお、作成した執行計画のうち施策・公共・単独の委託料、工 事請負費、公有財産購入費、建設事業に係る補償費については、財政課予算担当まで提出をお願い する。

次に、2の予算の執行では、(2)の公共事業等の計画的な執行について、年度内執行を基本としてより計画的な執行を図るとともに、地域経済に配慮し、早期発注・早期完成に努めることとしている。(4)の執行手順と点検では、イの予算執行については、公金支払関係事務改善検討委員会での検討の結果、負担金、補助金、委託料等の支払事務が改善されることとなったため、予算執行早見表(別表1)及び出納事務マニュアルを確認のうえ、事務に遺漏のないようにすることとしている。(5)の旅費については旅費計算基準が平成22年3月30日付けで改正されており、(13)の時間外勤務手当については時間外勤務手当の支給等及び年次有給休暇等の取得の改正が平成22年3月30日付けで改正されているためそれぞれ留意をお願いする。

次に、3の予算流用については、計画的な執行をお願いするということで、流用は必要最小限に留め、やむを得ず流用する場合においても、予算が不足することとなった具体的な記載のないものは受け付けないこととしている。

最後に、4のその他の事項として(1)10か年実施計画(財源を含む)の変更が必要なるものは、事前に総合政策課、財政課と協議すること、また、今後想定される国の経済対策等についても、適切に対応していただき財源の有効活用を図ることとしている。

以上、平成22年度予算執行方針の概略を説明したが、本日の庁議で決定していただければ、通知させていただくので、各部局内で周知徹底をお願いする。

副市長 ただいまの説明に対して質問、意見等あればお願いする。

先程の説明にもあったが、2ページの国・県の支出金のところで国の制度、システムが大幅に変わっているので、それに伴う県支出金等情報収集に努めて、事業に乗り遅れないようにしてもらいたい、また、4ページの(3)の契約の入札減少金を安易に増額変更をして他に流用して執行することがないよう、当初の目的を達成できる工事や契約ができない場合は、それは留保とするようにしてもらいたいと考えているのでよろしくお願いする。

他に、質問、意見等はないか。ないようなので、平成22年度予算執行方針については、説明のとおりで決定する。

## (3) 新居浜市水道ビジョン(案)について (水道局)

副市長 次の議題に移る。新居浜市水道ビジョン(案)について、水道局から説明をお願い する。

<水道局長が、別添資料、新居浜市水道ビジョン(案)により説明>

## <水道局長>

それでは、お手元の新居浜市水道ビジョン(案)に基づき説明をする。第1章は水道ビジョン策定の主旨、第2章は水道事業の概要、第3章は基本理念と施策目標、第4章は将来の見通し、第5章は水道事業の現状と具体的施策、第6章は水道ビジョンのレビュー、第7章は参考資料となっている。

まず、第1章 水道ビジョン策定の趣旨について (P1)。新居浜市浜市の水道は、昭和29年の創設以降、市域の拡大に合わせ6次にわたる拡張整を進めてきた。その結果、平成21年3月には給水人口119,460人、普及率94.5%に達し、拡張の時代から更新・維持管理の時代に移行している。今後、少子高齢化の影響で料金収入の減少が見込まれる中、高度成長期に建設された水道施設は老朽化が問題となっており、また地震、災害に備えて施設の耐震化、高機能化を図った施設としての再構築が求められている。

そこで、厚生労働省は平成16年6月に水道の将来像を明示した「水道ビジョン」を公表し、その中で、「安心」「安定」「持続」「環境」「国際」の政策課題に関する目標を達成するために、各水道事業体に事業の現状と将来の見通しを分析、評価し、その将来像と実現のための施策目標や施策方針などをまとめ、その実現の方策などを示す「地域水道ビジョン」の作成を推奨してきたところである。このことから、本市においても中長期的な経営基本計画として、「新居浜市水道ビジョン」として作成するものである。本市では、平成19年度から水道局内で現状把握、課題整理に着手してきた。

計画の位置づけ、策定にあたっては、現在策定作業中の「第五次新居浜市長期総合計画」「新居浜市都市計画マスタープラン」と整合を取りながら、厚生労働省の「水道ビジョン」に地域特性を考慮しながら、また広く市民の声を念頭に、水道に関する意識調査(市民アンケート)や市民会議である「新居浜市地域水道ビジョン策定委員会」の意見や要望を反映させるとともに、参考資料につけている水道事業ガイドライン業務指標PIなど客観的データに基づいて事業の分析・評価を行ってきた。

その結果、まとめられたのが、平成22年から平成32年の計画期間とする今回の『新居浜市水道ビジョン』である。今後、このビジョンを具体的に、建設事業計画、経営計画に反映させるとともに、期間中間の5年後にはフォローアップ(見直し)を行いながら、事業経営を行い、『安心・安全な水の安定給水確保・運営基盤強化・水道利用者のサービス向上』に努めていく。

66ページの市民アンケート調査結果の棒グラフについては、横軸は項目の重要性、縦軸は現状の満足度を示している。1つには、「水の安全性」、「水源の余裕」、「水のおいしさ」は非常に重要視しており、その対策についても概ね満足している。2つには、「地震対策」「施設老朽化」も、非常に重要視しているものの、満足度は非常に低くなっている。3つには、「料金水準」に関しては、全国的にみて安価であるにも関わらず、満足度が低くなっている。4つには、「環境保全」の重要

度も高くなっている。このようなことから、本日は、時間の関係もあるので、「地震対策」「施設の 老朽化」を中心に説明させていただく。

『安定』災害対策の充実 施策7、水道施設の耐震化について(P36)。市民アンケートでもあったように、災害、特に地震について不安を持たれている方が多く、現在新居浜市の水道施設については、ポンプ所耐震施設率が平成19年実績で2.9%(公表値17.9%)、配水池耐震施設率が16.6%(公表値25.9%)、管路の耐震化率が3.6%(公表値7.7%)といずれも低い状況である。なお、公表値とは、人口10万人から30万人規模の事業体の公表値を平均した値を示している。36、37ページの市民アンケートからも施設耐震化については不安を持たれているのがわる。そこで、今回の計画の中で、安定した水道施設として、具体的施策(P38)として、「施設整備計画の策定」から「施設及び管路の耐震化」を進めていく。また、「予備水源の確保」から「防災拠点に緊急貯水槽を整備」までは引き続いて検討する。具体的に耐震化する主要な施設としては、「新山根送水場」「新山根配水池」「金子山配水池」「船木配水池」「滝の宮送水場」をこの期間中に整備する計画である。この計画で現在16.6%の配水池耐震施設率をH32年には45.7%まで上げることを目標としている。しかしながら、配水池については、耐震化がまだまだ低い計画となっていることから、災害対策のソフト面からの検討したものが、39ページから40ページに示している。

施策 8. 災害対策の強化について。先ほど述べたように、災害に対して、水道施設が被災しても円滑な応急給水により、地域住民に最小限必要な給水を確保し、効率的な復旧作業により、出来るだけ早く水道システムを復旧させなければならない。その対策として、「新居浜市地域防災計画」を策定し、応急給水や応急復旧に関する行動指針を定めている。応急給水に関する指標は、「給水人口1人当たり貯留飲用水量」等がある。具体的施策(P40)としては、「水道災害対策マニュアルの整備」等である。目標数値としては、配水地貯留能力を0. 49日から0. 65日に、可搬ポリタンク・ポリパック保有度14.7個/1000人から、50個/1000人にしようとするものである。

施策9. 施設水準の維持・向上について(P41)。本市では、昭和30年代から施設整備を始め、施設は竣工後40年から50年が経過し、老朽化が進んでいる。この対策として、定期的な施設の清掃・補修、管路の漏水調査といった保守点検を実施しているが、対症療法的な措置がほとんどであり、計画的な施設更新などが遅れている。施設老朽化に関する指標では、有収率、管路の更新率などは公表値と比較して良好である。しかし、本市において、台帳の整理が不十分であるので、管路台帳を整備し、早期に把握する必要がある。具体的な施策(P42)として、施設水準の維持向上を目指して、管路台帳システムの整備を行い、水道資産の状況を正確に把握するとともに、アセットマネージメント手法による、更新計画を策定し、計画的な施設の更新事業を実施していく。施策として、「更新計画の策定」「管路台帳システムの整備」等である。

【持続】水道の運営基盤の強化、施策10、コスト縮減と収益確保について(P43)。経営の健全性に関する指標は、いずれも良好な値となっており、健全な経営を維持できている。水道料金についても、公表値と比較しても良好な値となっており、供給単価も県下でも最も安い部類となっている。しかしながら、人口の減少や水道施設の機能を維持・向上させるためには、業務の効率化、

事務事業の見直しを行い、事業コストの縮減、安定的な収益の確保に努めることは必要である。このようなことから、45ページにあるような具体的な施策に取り組む計画である。「瀬戸・寿上水道組合の上水道事業への統合」についても、市長部局と共同して取り組んでいく。

その他にも、人材の育成と技術の継承、広報公聴活動の充実、窓口サービスの向上、環境対策など進める計画としている。

第4章将来の見通しについて(P19)。水需要の見通しについて(P20~P22)、給水人口は、平成20年度の119,460人に対し、平成32年度には、117,723人と減少すると見込んでおり、有収水量は、平成20年度の40,546㎡/日に対して、平成32年度には39,815㎡/日まで減少するものと見込んでいる。経営の見通しについて(P23~P24)は、まず、水道収益と費用の動向について、水需要減少のため収益が減少し、老朽化施設の更新などで単年度純利益は減少するものと見込んでいる。次に、平成29年度以降、給水原価が供給単価を上回るものの事務改善などで、計画の投資水準であれば、料金改定を行わなくても対応できるものと見込んでいる。

なお、この案を4月12日から5月11日までの1か月間、パブリックコメントを行いたいと考えている。内容について、指摘等があればよろしくお願いする。

副市長 今の説明について、質問、意見等があればお願いする。

人口については、長期総合計画と合っているのか。

水道局長合わせている。

副市長 他に何かないか。

ないようなら、本日の議題はこれで終了する。

連絡事項はないか。

ないようであれば、本年度第1回の庁議を終了する。